

大東市社会福祉協議会

福祉活動団体助成金交付要領

1. 目的

この要領は、社会福祉法人大東市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する福祉活動団体（以下、「団体」という。）助成金交付事業について必要な事項を定め、市内の団体が行う高齢者、障がい者(児)、児童等の福祉の向上を目的とした活動に対し交付を行い、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2. 助成対象団体

次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 団体の活動拠点が大東市にあり、大東市内で活動していること
- (2) 団体設立から1年以上であること
- (3) 団体を構成するメンバーが5名以上いること
- (4) 営利又は政治・宗教活動を目的としない団体であること
- (5) 本会から他の助成を受けていない団体であること

3. 助成対象事業

大東市域を対象として、高齢者、障がい者(児)及び児童等の福祉の向上を目的とした事業とする。助成対象事業は、不特定多数の市民を対象とし、地域における福祉課題の解決、交流の促進及び支え合いの関係づくり等に寄与する公益性の高い取組を優先する。

一方、特定の構成員のみを対象とした活動、日常的な維持管理活動又は団体内部の活動にとどまるものは、原則として助成対象外とする。また、国、府、市等の他の補助金、委託料又は助成金の交付対象となっている事業についても対象外とする。

なお、申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、助成金の全額返還を求めるものとする。

4. 対象経費

対象事業を実施するために要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

※団体の日常的な運営経費や備品購入費、施設等に要する経費は対象外とする。

5. 助成金額

1団体につき8万円を上限とし、予算の範囲内で決定する。

6. 申請方法等

(1) 申請期間

令和8年4月15日(水)～令和8年5月15日(金) ※郵送の場合は必着

(2) 申請書類

1. 助成申請書（様式1）
2. 団体概要（様式2）
3. 規約または会則
4. 構成員名簿（様式は問わない。ただし住所・氏名・連絡先は必須）

(3) 提出先（下記提出先に郵送またはご持参ください。）

問い合わせ及び提出先

〒574-0037

大東市新町13番13号

大東市立総合福祉センター内

社会福祉法人 大東市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL 072-874-1082

FAX 072-874-1828

7. 審査視点

審査にあたっては、次の観点を総合的に評価する。

- (1) 不特定多数の市民への開かれた取組であるか
- (2) 地域福祉の推進に資する公益性・必要性があるか
- (3) 新たな参加やつながりを生み出す波及性があるか
- (4) 他の団体や地域との連携・広がりが見込まれるか

8. 結果の通知

審査の上、全ての申請団体に文書で結果を通知します。

9. 実績報告

助成を受けた団体は、事業終了後1か月以内に、実績報告書（様式5）を提出してください。（領収書の写しの添付が必要です。）

※本助成事業の財源は、「共同募金」によるものです。助成を受けた団体が助成対象事業を実施するに当たっては、案内状、チラシ、ポスター等に「大東市社会福祉協議会 共同募金 福祉団体助成金を受けている」旨を明記してください。

別表(助成対象経費)

費 目	内 容
報償費	謝礼金
旅費	交通費
需用費	消耗品、印刷製本費
役務費	通信運搬費、手数料、保険料
使用料及び賃借料	物品等の使用料、会場等の賃借料
原材料費	加工用原材料費
その他	社会福祉協議会会長が特に必要と認める経費

(対象外経費)

次に掲げる経費は助成対象外とする。

- ・団体の運営に係る経常的な経費（事務所家賃、光熱水費、通信費、保険料等）
- ・団体の構成員に対する人件費、謝金、日当等（※外部講師等を除く）
- ・団体構成員の飲食に係る経費（親睦会、打ち上げ等を含む）
- ・高額な備品購入費（パソコン、プリンター、家電製品等）
- ・施設の整備・修繕に係る経費（工事費、改修費等）
- ・他団体や個人への寄附金、見舞金、祝い金等
- ・使途が不明確な経費や、領収書等により支出の確認ができない経費
- ・その他、本会が助成対象として適当でないと認める経費